

東京まちづくりの会 規約

(目的)

第1条 本団体は、各法令等を遵守し、事故抑制に資する品質の高い住宅を供給することで東京のまちづくり発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本団体の名称を「東京まちづくりの会」と称す。

(事務局)

第3条 本団体は新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE3 階 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター内に事務局を設置する。事務局に事務局長を置く。

(品質管理基準の設置及び適合性の確認)

第4条 本団体は、品質管理基準を定め、会員への周知と適合性の確認を行う事とする。

(会員の資格)

第5条 本団体規約の目的に賛同する住宅事業者とする。

(会員資格の喪失等)

第6条 会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

一 本団体の名誉を著しく毀損したとき

二 団体が消滅したとき

2 会員は、過去1年間の住宅瑕疵担保保険の事故発生件数（申請の件数）が3件以上に達したときは、その後1年間において、本団体における当該保険の団体扱い（保険料の割引等）は受けられないものとする。

(役員)

第7条 本団体に次の役員を置く。

会長 1名

(会議)

第8条 本団体の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(事業報告)

第9条 本団体は、事業年度ごとに、次の事項を報告する。

一 規約の改廃

二 事業計画

三 事業報告

四 その他会長が必要と認める事項

(事業年度)

第10条 本団体の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(会費)

第11条 本団体の会費は無料とする。

(個人情報の取扱い)

第12条 個人情報の取扱いは、別に定める個人情報保護規定によるものとする。

付則

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

この規約は、令和元年11月25日から施行する。

この規約は、令和5年1月1日から施行し、改正後の第6条第2項に規定する保険の団体扱いが受けられない旨の取扱いは、令和6年1月1日から適用する。